

仕 様 書

1 件 名 盛岡市農地台帳システム機器賃貸借（長期継続契約）その2

2 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和14年1月31日まで
- (2) 準備期間 契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで
- (3) 賃貸借期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

3 納品場所 盛岡市役所 都南分庁舎1階 農業委員会事務局
盛岡市役所 玉山総合事務所2階 農業委員会事務局 玉山分室
盛岡市役所 若園町分庁舎4階 農林部農政課
盛岡市役所 本庁舎本館6階 サーバ室

4 調達機器の内容

本契約の調達機器は次のとおりとし、盛岡市農業委員会で現在運用している業務ソフトウェア「農地台帳システム（企画：全国農業会議所、開発：農業委員会系統電算化推進協議会、運用保守：ソリマチ株式会社）の動作保証が得られているものとする。なお、詳細は別紙「機器内訳書」のとおりとする。

- (1) クライアントPC端末 4台
- (2) サーバ機 1台
- (3) ソフトウェア関連 1式

5 調達機器の納入・初期設定作業等の実施

機器の納入・初期設定に必要な事項については、別紙「機器内訳書」のとおりとし、発注者と協議の上設定作業を行うこと。

6 納入

- (1) 納入期限は令和9年1月31日までとする。ただし、納入が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 納入の際は、発注者が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、発注者の検査を受けること。
- (3) 不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。

7 賃貸借料の支払い

本契約に係る一切の経費（調達、納入、設定、諸経費等）の総額を、賃貸借期間の賃貸借料として、60か月の均等払いとし、月額で契約する。

8 賃貸借期間終了後の取り扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、賃貸借物件を受注者が利用場所から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、発注者の求めがあれば、賃貸借期間の満了前であっても発注者の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。
- (2) 賃貸借物件を回収する際の記録されている電子情報の消去については、別途発注者と協議すること。

9 その他

その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定すること。